

預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

遺言者の
●住 所 地
●本 籍 地
●不動産の所在地
の法務局で利用できます

保管手数料
3,900円

あなたの
大切な遺言書を
守ります



遺言書ほかんガルー

▶ 手続には予約が必要です

法務局手続案内専用ホームページからの予約が便利です

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

※専用ホームページからの予約は24時間365日いつでも可能



※電話・窓口での予約は、平日8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始を除く。）

法務省民事局

（詳しくは法務省のホームページへ）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



熊本地方方法務局阿蘇大津支局

電話 (096) 293-2272 (音声ガイダンス4)

自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から法務局で自筆の遺言書を保管する制度が始まりました

現 状

自筆証書遺言は自宅で保管されるケースがほとんど

問題点

- 遺言書が紛失・亡失のおそれ
- 遺言書が廃棄、隠匿、改ざんされるおそれ
- これらの問題から相続をめぐる紛争が発生するおそれ

この制度をご利用になると▶遺言書を法務局で保管するメリット

✓ 紛失や改ざんのおそれがない

大切な遺言書を法務局でお預かりしますので、紛失や改ざんなどの心配がありません。
他人に遺言書を見られる心配もありません。

✓ 裁判所での検認が不要

この制度をご利用になると、自筆証書遺言に必要な家庭裁判所での検認手続きが不要となりますので、相続手続きが迅速にできます。

遺言書の保管申請に必要な書類

- 1 自筆の遺言書
- 2 申請書【注①】
- 3 本籍・筆頭者の記載のある住民票など【注②】
(発行後3か月以内のもの)
- 4 マイナンバーカード、運転免許証など【注③】
- 5 手数料(収入印紙3,900円分)

【注①】申請書は窓口で備え付けています。
法務省ホームページからもダウンロードできます。

【注②】申請書に添付していただく必要があります。

【注③】本人確認のために必要な書類です。
※いずれもお持ちでない場合は、窓口でご相談ください。

- 手続きには、必ず遺言者ご自身がお越しください。
- 代理による保管の申請はできません。
- 自筆証書遺言書の方式についての外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についてのご相談には応じられません。
- 遺言者は、預けた遺言の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

▶ 手続きには予約が必要です

法務局手続案内専用ホームページからの予約が便利です
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

※専用ホームページからの予約は24時間365日いつでも可能



※電話・窓口での予約は、平日8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く。)